| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅳ　機会費用 | | | |
| 政府出資等の機会費用 | | | 816,124,847 |
| Ⅴ　行政サービス実施コスト | | | 14,763,085,790 |

㈱　（控除）自己収入等は当機構の業務内容によるものです。
⑴　年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
⑵　年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
⑶　上記業務に附帯する業務を行うこと。

## 注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法上の法定耐用年数に基づいております。

２．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度末に負担すべき支給見込み額を計上しております。

⑵　災害損失引当金

平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災に伴う復旧費用等に備えるため、その見積額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務（期末退職金要支給額）に基づき計上しております。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役職員に係わるものであり、退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

⑷　解体撤去引当金

借地上に存する当機構保有の建物について、賃貸借契約に基づき発生する解体費及び当該敷地にかかる土壌汚染対策費を計上しています。

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

４．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

当法人においては、不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

不動産の賃借については、使用見込期間は７年、割引率は1.395％を採用しております。

⑶　当期における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 11,311,272円 |
| 当期増加額 | ―円 |
| 当期減少額 | ―円 |
| 時の経過による調整額 | 147,685円 |
| 期末残高 | 11,458,957円 |

５．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。

６．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

７．その他

⑴　政府出資金の会計処理

当期中に処分した販売用不動産に対する政府出資金については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第５条３項に基づき、機構に対する政府出資はなかったものとしその額により政府出資金を減少させ資本剰余金に振替える処理を行っております。

⑵　販売用不動産評価減額の会計処理

販売用不動産について評価減を実施した場合、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第10条３項に基づき、当該資産の減価相当額を資本剰余金の控除項目である評価替差額金として計上しております。

⑶　国庫納付金の会計処理

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法第15条に基づき、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から、厚生労働大臣が定める額を控除した残金の額を、国庫納付金として国の特別会計に納付しております。国庫納付金は、資本に対する控除項目として純資産の部に計上しております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．長期未収金（1,084,450,000円）は、地方自治体に対する年金福祉施設等の売却代金の未収額で回収時期が１年超の金額であります。

２．出資金減少差益（202,061,498,418円）は、販売用不動産の譲渡その他処分をおこなった出資金額であります。

３．評価替差額金（△115,220,601,931円）は販売用不動産の損益外で処理された評価減の金額であります。

Ⅲ．損益計算書関係

１．臨時損失の内訳

その他臨時損失（13,333,000円）は、施設運営委託先からの寄付引受により取得した消耗器具備品であります。

２．臨時利益の主な内訳

施設委託先清算金（834,831,321円）は年金福祉施設等の運営委託契約解除に伴う委託先の特別会計剰余資産の引受であり、その他臨時利益は施設運営委託先からの土地等の寄付引受（228,336,341円）であります。

Ⅳ．重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、2,133,183,500円となっています。